みなさまのご提言やご要望をお寄せ下さい。
長野県議会 改革・創造みらい
〒380-8570 長野市南長野字幅下692-2
電話(026)232-0087　FAX(026)231-5592
HP:http://kaikakumirai.com
E-mail:info@kaikakumirai.com

# 池田 清の県政レポート

VOL.12

長野市青木島町大塚873-17　TEL (026) 283-0617 FAX (026) 283-0617 E-mail:gikai-21@gray.plala.or.jp

## 11月定例会・本会議における議論

**入居時に連帯保証人を求めない条例改正により、住宅のセーフティネットとして中心的役割を果たすべき県営住宅において、住まいを必要とする方々の入居を円滑に進めることができると考えている。**

**田中建設部長答弁**

11月定例会本会議で私は1「県営住宅」について、2「丹波島橋の渋滞解消」について、3「サプライチェーンマネジメント」について質問しました。一昨年の11月議会で私が提案した県営住宅入居時に連帯保証人を求めない制度改正が1年の時間を要しましたが、実現できました。その経過と効果などについて、質問しました。

また、丹波島橋の渋滞解消については地元で準備されている「新橋建設期成同盟会」への県の支援について、またサプライチェーンマネジメントについては「パートナーシップ構築宣言」などについて質問しました。

以下、概要をお読み下さい。

## 本会議質問概要

### 1 県営住宅について

**【池田質問】住居の確保は生存権に直結する重要な問題**

住宅に困窮する低所得者にとって、民間住宅に比べ家賃が安い公営住宅のニーズは、現下の物価高騰により生活費を少しでも切り詰めようとする中、より高まっている。住居の確保は生存権に直結する重要な問題。条例改正の経過、目的、その効果は。

**【田中建設部長答弁】条例改正により入居を円滑に進めることができる。**

まいさぽ相談員との意見交換において、「家族との死別や身寄りのない単身高齢者などが保証人を確保できず、入居を希望しても申し込めないケースがある」というご意見をいただいた。

ご意見を踏まえ、改めて、まいさぽや住宅行政・福祉行政の有識者と、具体的な事例等を交えた検討を行い、全ての方から「連帯保証人を求めない」ことに賛同をいただいた。

この条例改正により、住宅のセーフティネットとして中心的役割を果たすべき県営住宅において、住まいを必要とする方々の入居を円滑に進めることができると考えている。

### 2 丹波島橋の渋滞解消について

**【池田質問】「新橋建設期成同盟会」の役員就任など、県は支援すべきと考えるが見解は**

長野市南部地域の5つの住民自治協議会では、「新橋建設期成同盟会」の設立に向けた準備を進めている。役員として長野県建設部長や長野建設事務所長に要請があると聞いている。支援すべきと考えるが。

**【田中建設部長答弁】期成同盟会より要請があったら、県としての支援を検討したい。**

「新橋建設期成同盟会」より要請があったら、県としての支援を検討する。

新橋の課題については、研究会の中で様々な課題を抽出しているところであり、引き続き課題整理に向け取り組んでいく。

### 3 サプライチェーンマネジメントについて

**【池田質問】サプライチェーン全体の共存共栄と企業間規模を超えた新たな連携や、望ましい取引慣行の遵守を目的とする「パートナーシップ構築宣言」は有効と考える。**

サプライチェーンとは、製品の原材料や、部品の調達から販売に至るまでの一連の流れを指し、日本語では「供給連鎖」と呼ばれている。

「パートナーシップ構築宣言」とは企業規模の大小に関わらず、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言すること。

企業は代表者の名前で「サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（企業間連携、専門人材マッチング、グリーン調達等）」「振興基準の遵守」に重点的に取り組むことを宣言する。サプライチェーン全体の共存共栄と企業間規模を超えた新たな連携や、望ましい取引慣行を遵守し、パートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に取り組むために「パートナーシップ構築宣言」は有効と考える。全国の状況も含め、県内大企業、中小企業の状況について伺う。

**【林産業労働部長答弁】長野県では342社、そのうち大企業7社が宣言している。**

「パートナーシップ構築宣言」は、経団連会長、日商会頭、連合会長と関係大臣をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において創設されており、取引先との共存共栄の取組や「取引条件のしわ寄せ」防止を、企業の代表者に宣言いただくものである。

11月25日現在の登録状況は、全国16，344社、うち、長野県は342社であり、そのうち県で把握している大企業は7社となっている。

## 愚直な思い

阿部知事は「森林県から林業県への転換が必要」と森林税の継続を念頭に発言されてきた。主伐、そして再造林には多くの林業従事者が必要となる。

令和3年度における林業事業体は169、林業事業者は1，499人で令和2年度に比べ、8事業体、55人増加している。しかし、再造林を広範に行うためには十分とは言えない。

傾斜地における作業は危険も伴う。労務単価の見直しなどにより収入を増やして魅力ある職場環境を整備するとともに、外国人労働者の就労なども考慮すべきである。

長野県森林づくり県民税（森林税）は令和5年4月からも継続し、第4期目に入る。

2050年までにカーボンニュートラルを実現するためには必要であると考える。一方で昨年7月に行ったアンケート調査（3，030人を対象として回収数1，008人・回収率33.3％）において、認知度を尋ねると、名称、税額、使い道ともに知らないと答えた人の割合は36.6％という結果であった。

3期15年間に亘って継続している事業にも拘らず4割弱の人が知らないという結果は驚きであり、残念である。

令和6年度からは1人年額1，000円の森林環境譲与税（国税）の徴収が始まる。長野県民は森林税500円と合わせて1，500円の負担となる。県民への説明をより丁寧に、継続的に行う必要があると考える。

様々な県政課題が山積しています。一つ一つの課題に正面から、そして愚直に全力で取り組んでまいりますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

本年が良い年でありますよう、皆様のご多幸、ご健勝をご祈念申し上げます。

## 条例案の提案説明

議会運営委員会の副委員長として議会運営委員会で、「長野県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（案）」の提案説明を行いました。